

知内町再生可能エネルギー発電の促進による

農山漁村活性化基本計画

平成 28 年 10 月

北海道知内町

## 目 次

0	知内町の概要	1
1	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の 促進による農山漁村の活性化に関する方針	3
2	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	3
3	2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模	5
4	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的 かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項	5
5	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な 発展に資する取組に関する事項	5
6	自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー 電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項	5
7	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の 促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評 価	5
8	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再 生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復	6
9	その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の 発電の促進に関する事項	6

## 0 知内町の概要

### (1) 位置・地勢

知内町は、北海道南端の渡島半島の南西部に位置し、東側は津軽海峡を隔てて青森県下北半島をのぞみ、木古内町、福島町、上ノ国町と境界を接している。

総面積は 196.75km<sup>2</sup> で、その約 81%を山林が占めている。

町内のほぼ中央を知内川が西から東へ貫流し、その流域には肥沃な農地が広がっており、更には三方を山岳に囲まれるなど自然に恵まれている。

海岸線は南北 21km に延び、約 3分の2は砂浜で、残りは岩礁地帯で、変化に富んだ海岸景観をなし、松前矢越道立自然公園の一部を形成している。

交通体系は、函館市を基点に松前方面を結ぶ国道 228 号が町内を横断し、これを軸に、道道 3 路線や町道が町内を巡っている。

昭和 63 (1988) 年には JR 津軽海峡線が開通し、平成 2 (1990) 年には知内駅が開業しており、更には平成 28 (2016) 年に北海道新幹線が開業したことから、青函トンネル出入口の町として観光分野でも活気にあふれている。

### (2) 気象

夏の最高気温は 30℃前後、冬の最低気温は-10℃前後と、気候は温和であり、北海道では最も過ごしやすい地域の一つである。

積雪については、12 月から 3 月まで観測されるものの、北海道南部のためその量も比較的少ない地域である。

### (3) 人口

本町の人口は、第 1 回国勢調査が行われた大正 9 (1920) 年には 4,833 人で、その後順調に増加したが、戦後は高度経済成長を迎え、昭和 35 (1960) 年 3 月末の 10,148 人をピークに、開拓入植者の離農・都市流出が相次ぎ、減少に転じた。

現在は、平成 22 年国勢調査において、人口総数が 5,075 人、世帯数が 1,979 世帯となっている。

### (4) 産業

#### ① 農業

当町の農業は、道内では温暖で湿潤な気候を生かし、これまでは稲作を中心としながら、これに畑作、酪農及び畜産を組み合わせた複合経営を営んできた。

近年は、ニラやホウレン草、トマトなどの施設型園芸作物を主体に、水稲や畑作、酪農との複合経営が中心となっている。

現在では、道内都市部はもとより、本州各地への出荷体制をとり、高品質で安心な知内野菜のブランド化を推進している。

#### ② 林業

林業は、総面積の約 81%に当たる 15,970ha が森林であり、地域資源を豊富に有している。

近年は、道南スギを中心とした地域材の利用促進をはじめ、木質バイオマスの熱利用等により、消費拡大を進めている。

### ③ 漁業

漁業は、暖流と寒流が交錯する津軽海峡が好漁場となり、古くから漁業が営まれ、本町発展の基礎を築いてきた。

これまでは、ホッケやイカ、マスなどの回遊魚を中心とする沿岸漁業に依存していたが、それら回遊魚の減少により、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を図り、資源培養管理型漁業の確立を推進してきた。

近年は、カキ、マコガレイ、ホタテ、ウニなどの栽培漁業を推進し、ウニ種苗の生産と併せて成果を上げている。

### ④ 商業

商店は、小規模店舗が多く、各地区に分散立地しており、人口減少によって基礎的な購買力が減少していることに加え、モータリゼーションの発達や生活圏の広域化などにより、町外への購買力の流出が依然として進んでいる。

### ⑤ 工業・製造業

町民の雇用の確保を図るため、平成6（1994）年に、中ノ川・元町・涌元谷地の3地区を工業団地の候補地として指定した。

昭和53（1978）年には三洋食品株式会社、昭和58（1983）年に北海道電力株式会社、更には平成9（1997）年にはノムラ産業株式会社を企業誘致しており、町内に経済効果を生んでいる。

### ⑥ 観光

町内には、「道南の秘境」とも称される優れた自然景観を有する矢越海岸があり、昭和43（1968）年に「松前・矢越道立自然公園」の指定を受けたのを始め、山岳や海岸などの景勝地に恵まれている。

また、開湯約800年という道南最古の歴史を誇る「知内温泉郷」も知られているほか、平成7（1995）年には町設の「こもれび温泉」が開業し、健康増進にも寄与している。

矢越海岸では、これまでの釣りやキャンプなどに加え、民間事業者による遊覧船でのクルージングが好評を博している。

イベントでは、8月には「サマーカーニバル in 知内」が町最大のイベントに定着しているほか、5月には「さくらまつり青空市」、10月には「産業まつり」が開催され、更には2月の「カキ vs ニラまつり」では年々来場者が増えるなど、季節ごとに特色あるイベントが開かれている。

## 1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町湯ノ里地区の知内町共同育成牧場は、昭和49年4月に運用が開始され、家畜飼養農家の労働力軽減、不足する飼料基盤の補完等のため、放牧による乳用牛の育成や肉用繁殖牛の放牧飼養を公的な機関が行うこととして昭和61年度、公共育成牧場整備事業(事業実施主体：知内農業協同組合)により整備された。

牧地面積は約95haで、昭和62年から町が知内農協に無償使用契約により管理を委託し、乳用牛及び肉用牛飼養農家にとって重要な役割を果たしてきたが、町内の畜産農家数の減少により牧場に預託する頭数が減少したことや、厳しい財政状況の中での施設の維持管理費用等の影響を受け、平成12年度をもって閉鎖された。

以降、当町の酪農業(16戸127頭(平成28年4月現在))は、隣町の木古内町幸連牧場に木古内町の畜産農家と共同入牧しており、当該育成牧場は長期間利用されていないことから原野状になっている。

この間、当該育成牧場跡地の利活用については、検討を重ねてきたものの、具体策が見つからず、今後も利用される予定は立っていない。

このような中、地球温暖化対策等として、国はもとより本町においても再生可能エネルギーの発電や熱利用については取組を推進しており、平成27年度には町民センター及び町複合施設への熱供給設備として木質バイオマスボイラーを導入するとともに、発電事業の検討が進められてきた。

当該育成牧場跡地は、土地の規模も広大であり、更には北海道電力株式会社火力発電所が所有する送電線も用地付近に整備されていることから、特に太陽光発電施設としての利用は、立地的優位性の観点からも、まさに最適な条件下にあると考える。

このことから、地域エネルギー資源の地産地消としての太陽光発電事業を行うことにより、地域活性化に取り組むとともに、地球温暖化対策への貢献に資するものである。

## 2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

	区域の所在	面積(m <sup>2</sup> )	登記簿地目	現況地目
1	知内町字湯ノ里 341 番地	58,925	原野	原野
2	知内町字湯ノ里 342 番地 1	44,791	原野	原野
3	知内町字湯ノ里 342 番地 2	5,569	原野	原野
4	知内町字湯ノ里 342 番地 3	1,122	公衆用道路	公衆用道路
5	知内町字湯ノ里 343 番地 1	57,360	原野	原野
6	知内町字湯ノ里 343 番地 2	401	公衆用道路	公衆用道路
7	知内町字湯ノ里 344 番地 1	13,818	原野	原野
8	知内町字湯ノ里 344 番地 2	19,834	原野	原野
9	知内町字湯ノ里 345 番地 1	18,221	畑	原野

	区域の所在	面積(m <sup>2</sup> )	登記簿地目	現況地目
10	知内町字湯ノ里 345 番地 4	10,766	畑	原野
11	知内町字湯ノ里 346 番地	33,652	原野	原野
12	知内町字湯ノ里 347 番地 1	28,237	畑	原野
13	知内町字湯ノ里 347 番地 2	22,036	原野	原野
14	知内町字湯ノ里 347 番地 3	4,190	畑	原野
15	知内町字湯ノ里 347 番地 4	1,290	公衆用道路	公衆用道路
16	知内町字湯ノ里 348 番地 1	4,424	原野	原野
17	知内町字湯ノ里 348 番地 2	28,250	原野	原野
18	知内町字湯ノ里 348 番地 5	7,008	原野	原野
19	知内町字湯ノ里 348 番地 9	1,826	公衆用道路	公衆用道路
20	知内町字湯ノ里 349 番地 1	19,198	原野	原野
21	知内町字湯ノ里 349 番地 2	7,770	原野	原野
22	知内町字湯ノ里 349 番地 5	3,215	公衆用道路	公衆用道路
23	知内町字湯ノ里 351 番地	20,919	原野	原野
24	知内町字湯ノ里 352 番地	26,370	原野	原野
25	知内町字湯ノ里 353 番地	22,350	原野	原野
26	知内町字湯ノ里 354 番地	25,239	原野	原野
27	知内町字湯ノ里 355 番地	31,391	原野	原野
28	知内町字湯ノ里 356 番地	47,213	原野	原野
29	知内町字湯ノ里 357 番地	70,747	原野	原野
30	知内町字湯ノ里 358 番地	64,294	原野	原野
31	知内町字湯ノ里 359 番地 1	46,403	原野	原野
32	知内町字湯ノ里 359 番地 2	14,876	原野	原野
33	知内町字湯ノ里 360 番地	20,089	牧場	原野
34	知内町字湯ノ里 361 番地	22,601	畑	原野
35	知内町字湯ノ里 362 番地	26,370	原野	原野
36	知内町字湯ノ里 363 番地	26,370	原野	原野
37	知内町字湯ノ里 38 番地 33	9,719	原野	原野
38	知内町字湯ノ里 38 番地 34	11,907	原野	原野
39	知内町字湯ノ里 38 番地 216	7,439	原野	原野
40	知内町字湯ノ里 38 番地 217	2,928	原野	原野
41	知内町字湯ノ里 38 番地 218	100	原野	原野
	計	889,228		

### 3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
知内町字湯ノ里	太陽光発電	17,500kW	

### 4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
知内町字湯ノ里	なし	なし

### 5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
<p>発電事業者が得る売電収入の一部については、本町と発電事業者が協議の上、合意した金額を本町へ納入することとし、本町は当該納入金を基金化する。</p> <p>当該基金については、地域活性化や農林漁業の振興等へ活用することとし、運用の際は、関係機関や地域住民との意見交換を行っていく。</p>	

### 6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

#### (1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼすことがないように、必要に応じた影響の調査、検討等により、自然環境の保全に十分に配慮するとともに、隣接する土地に土砂の流出等がないよう必要な措置を講ずることとする。

#### (2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、地域住民や有識者から意見を聴取し、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

### 7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

#### (1) 目標

今後3年間（平成30年度まで）で、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備を17.5MW導入（設備整備計画の認定件数1件）することを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

なお、目標年度までに目標が達成されない場合、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

## 8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を終了する際は、設備整備事業者が発電設備を撤去する義務を負い、撤去に係る費用を全額負担することとする。

なお、これらの事項に加え、土地の原状回復の①要否、②範囲、③義務及び費用の負担者、④原状回復義務が履行されないときの損害賠償や、土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金については、地権者と発電事業者の間で協議の上、決定することとする。

## 9 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報紙等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、当町の是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消す場合がある。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の認定

再生可能エネルギー発電事業者の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域が競合した場合は、再生可能エネルギー発電事業者は誠意をもって協議し、解決した上で、本協議会へ参加することとする。

(5) 区域外の関係者との連携

知内町、再生可能エネルギー発電事業者、農業協同組合、森林組合、土地改良区、



漁業協同組合等の関係者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。